

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的および意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人一羊会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条及び社会福祉法人一羊会評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員及び評議員及び選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経緯をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は役員および評議員選任・解任委員には職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間30,000円以内とする。（別記1）

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間50,000円以内とする。（別記2）

3 評議員の報酬は、別記3「評議員の報酬」に定める額とする。

4 評議員選任・解任委員の報酬は、別記4「評議員選任・解任委員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員等には、出張に要する旅費（宿泊費含む。）を出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別記1 理事の報酬

理事会出席の都度、謝金として一人一律5,000円

別記2 監事の報酬

理事会、監査等出席の都度、謝金として一人一律5,000円

別記3 評議員の報酬

評議員会出席の都度、謝金として一人一律5,000円

別記4 評議員選任・解任委員の報酬

評議員選任・解任委員会出席の都度、謝金として一人一律5,000円